

霧島市情報公開・個人情報保護審査会答申第1号

平成25年11月22日

## 答 申

平成25年9月2日付け長第509号にて諮問された件について、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

霧島市長（以下「実施機関」という。）が自立支援障害サービス・グループホームに係る文書のうち、精神通院に係る部分、自立支援医療費診断書（以下「本件対象文書」という。）を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、霧島市個人情報保護条例（平成17年霧島市条例第11号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づく開示請求に対し、平成25年5月1日付け長第103号で実施機関が行った自立支援障害サービス・グループホームに係る文書のうち、精神通院に係る部分、本件対象情報の不開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるものである。

なお、本件対象文書は、異議申立人（以下「申立人」という。）が障害福祉サービスを利用する条件として実施機関が保有したものであり、県立始良病院（以下「病院」という。）の医師が記載したものである。

### 第3 審査の経過

#### 1 申立人の主張の要旨

申立人の主張する異議申立ての主たる理由は、意見書等を要約すると、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 異議申立書（平成25年7月1日付け）の要旨

ア 不開示とされた診断書を作成した医師は、当時、精神・神経科診療医療の経験が浅い専門研修医であり、医療上の診断技能を欠いていたと考えられ、診断は誤診である。

また、申立人は、医師の不適切な診療によって隔離に至り、自立支援施設への入所義務化によって社会的制約を強いられ、心身の不調により人生に悪影響を及ぼすという不正な侵害を蒙った。

イ 医師と自立支援施設職員との情報提携が越権行為であり不服がある。

また、施設職員は、申立人の同意なくしてNHK視聴料訪問徴収員に個人情報を漏示した。

ウ 施設職員は、行政への負担金（給付費）請求に際して、不正請求を行った疑いがある。

る。

エ アからウまでの不法行為により、申立人は、社会的、精神的、身体的において不当な負荷を蒙ることになり、人生に悪影響を及ぼした。これらの不法行為を明らかにするために異議申立てを行う。

(2) 実施機関の意見書に対する申立人意見書（平成25年9月10日付け）の要旨

ア 医師は、診断技能を欠き、判断に誤謬が認められる。入所条件を満たすには、医療上の理由をもって入所申請に係る手続を実施することを余儀なくされたが、施設への入所を当時入院していた病院の医師が義務化した。申立人は、独居生活の能力があり、民間のアパートを探せばよかったので、障害者自立支援法による手続は必要なく、入所の義務化は不要であった。

イ 医師と自立支援施設職員との情報提携という越権行為については、施設への入所を義務化されていなければ、事前に回避できた。申立人の同意を得ずに、施設職員が家族、医療・福祉関係者、行政機関と情報提携を行っていたことは、守秘義務違反、越権行為であり、不法行為である。

ウ 施設職員から行政への負担金（給付費）の不正請求は、施設への入所を義務化されていなければ、事前に回避できた。給付金請求は、施設運営経費の確保のために行った営利追求のためのものである。

エ 施設への入所は必要なかったものであり、医師により作成された診断書の「内容」や「提出すること」自体に過誤があり、相当の瑕疵があるため、不法行為を明らかにする。

オ 申立人は、医師、病院に対して信頼関係を築こうとはしていないが、抗不安薬により形成された依存症の解消のため、今後も病院に通院する予定である。

カ 著しい医療過誤の温床となった病院に文書の開示請求をすることは当然の権利の行使といえる。医療過誤を立証するには、保有個人情報開示請求が不可欠である。

キ 劣悪な臨床医療しか提供できない病院が詳細な病状等は把握できるはずがない。

(3) 実施機関の不開示理由に対する申立人からの意見書（平成25年9月19日付け）、追加意見書（平成25年9月20日付け）及び「情・個審第22号」における質疑にたいする意見の梗概（平成25年9月24日付け）の要旨

ア 患者の医師への不信が生じ、治療の継続に悪影響を及ぼし、症状をさらに悪化させるおそれについての申立人意見

医師には診察技能を欠いた者が多く、個人情報の保護についても配慮を欠いているため信頼を寄せていない。治療の継続には、急激な薬の服用中止は忌避すべきであり徐々に服用量を減らしつつ状態回復を期す。精神病院に通院することで社会的制約や精神的負荷等を蒙る。

- イ 病院に対してもさらなる文書の開示を求められるおそれについての申立人意見  
個人情報の開示請求は当然の権利の行使であるため、さらなる開示請求を病院に対しても求める。
- ウ 今後、診断書への詳細な病状等の記載が難しくなるおそれに対する申立人意見  
今までの診断書に病状を具体的に記載されたことはない。申立人が病院に対して行った個人情報開示請求に対して一部診療録を開示したが、誤謬が非常に多く目立った。もともと詳細な記載などしていないのだから、この事案に対抗する要件「今後、診断書への詳細な病状等の記載が難しくなるおそれ」については意味をなさない。
- エ その他申立人意見  
医師の診断・鑑別診断には多様な「オピニオン（意見）」が存在するので、主治医の意見が適切とは限らない。申立人は、すでに病院から診断書の一部を開示してもらっているため、文書の趣旨を把握している。そのため、開示されても「公正・円滑・迅速な事務上の業務に支障を及ぼすおそれ」は生じないと予見し得る。

## 2 実施機関の理由説明の要旨

### (1) 諮問書（平成25年9月2日付け長第502号）の諮問内容

本件対象文書については、開示することにより、自立支援サービス事業事務の実施の目的が損なわれ、事務の円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあるため開示しない（霧島市個人情報保護条例第17条第7号カに相当）したことについて、当該文書を開示すべきか否か諮問する。

### (2) 実施機関の意見書（平成25年9月6日付け長第527号）の要旨

自立支援医療費診断書については、開示することにより、自立支援サービス事業事務の実施の目的が損なわれ、事務の円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあるため開示しない。本件対象文書を開示することにより生じる「おそれ」の具体的な内容は、以下のとおりである。

- ア 申立人の医師への不信が生じ、治療の継続に悪影響を及ぼし、症状をさらに悪化させるおそれ
- イ 病院に対してもさらなる文書の開示を求められるおそれ
- ウ 今後、診断書への詳細な病状等の記載が難しくなるおそれ

## 3 情報公開・個人情報保護審査会設置条例に基づく調査について

当審査会は、本件対象文書を開示することによる自立支援サービス事業事務の実施の目的が損なわれるか又は事務の円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあるかを調査するため、情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成17年霧島市条例第24号）第8条第4項に基づき実施機関を通じて病院に意見を求めた。

病院の意見については以下のとおりである。

- (1) 本件対象文書を開示することによる不服申立人の生命、健康を害するおそれ「無」
- (2) 本件対象文書を開示することによる医療機関と実施機関との事務の支障のおそれ「有」
- (3) 本件対象文書のうち不開示とすべき箇所とその理由  
「発病から現在までの病歴（推定発病年月、精神科受診歴等）」に申立人以外の特定の個人を識別することができる情報又は申立人以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれているため開示すべきではない。

#### 第4 審査会の判断の理由

実施機関は、本件対象文書について、本件決定で条例第17条第7号カに該当し、自立支援サービス事業事務の実施の目的が損なわれ、事務の円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあるとして不開示とした。

これに対して、申立人は、不開示決定には理由がないと主張し、不開示決定の取消しを求めており、当審査会が本件対象文書の保有個人情報を見分した結果を踏まえ、以下、本件対象文書に記録された保有個人情報の不開示情報該当性について検討する。

なお、申立人は、医師の診断内容に誤謬があったこと等を主張しているが、当審査会は、実施機関が文書を不開示としたことの妥当性について判断するものであり、申立人の主張等のうち、当該妥当性の判断と関連性を有しないと認められる部分については、審査を行う権限を有するものではない。したがって、診断内容の誤謬の有無等については判断しない。

##### 1 論点

本件対象文書の全てについて、条例第17条第7号カに該当するものとして不開示としたことが妥当かどうか。

##### 2 審査会の判断理由

本審査会でインカメラ審理（注）を行い、本件対象文書の内容について見分した結果、以下の理由で不開示が妥当と判断した。

###### (1) 条例第17条第7号カへの該当について

実施機関は、不開示決定通知の不開示理由について、条例第17条第7号カに基づき「事務の実施の目的が損なわれ、事務の円滑な執行に支障を及ぼすおそれがある」と決定したが、ここで掲げる「事務の実施の目的」については、本件対象文書が、障害福祉サービスの利用者が、サービスを受けるための必要書類であることから、障害者への障害福祉サービスの提供が事務の実施の目的といえる。

次に、「おそれ」については、実施機関は意見書で以下の3点を挙げている。

ア 申立人の医師への不信が生じ、治療の継続に悪影響を及ぼし、症状をさらに悪化さ

せるおそれ

イ 病院に対してもさらなる文書の開示を求められるおそれ

ウ 今後、診断書への詳細な病状等の記載が難しくなるおそれ

このうちアについては、申立人の治療の継続に悪影響が生じたとしても、そのことが実施機関の主張する「事務の実施の目的が損なわれ、事務の円滑な執行に支障を及ぼす」ことに直接影響を与えるとは考えられない。よって実施機関の主張する「おそれ」には該当しないといえる。

次に、イについては、申立人の意見書にあるように、個人情報の開示請求は、申立人の当然の権利であり、病院への保有個人情報の開示請求についても、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第11条において、鹿児島県知事等が保有する個人情報の開示請求権が保障され、同条例第13条において、鹿児島県知事等に開示義務が課せられていることから、今後の病院への開示請求は、権利の行使であり、実施機関の主張する「おそれ」に該当するとは認められない。

3点目のウについて、本件対象文書は、病院が実施機関に対して提供するものであり、本来患者に通知することを目的としていない文書と考えられる。病院が患者に公表することを前提としない文書について、実施機関が病院に代わって患者に公表することになれば、実施機関と病院の信頼関係が損なわれるおそれがある。

また、本件と同様の診断書等について開示することが前提となれば、今後、障害福祉サービスを受ける個人の評価等が抽象化、形骸化し、個人の評価等の目的及び意義が失われ、障害福祉サービスの実施に支障が生じるおそれがある。

当審査会が病院に求めた意見でも、本件対象文書が全部開示されると事務の支障のおそれが有ると回答されている。円滑な診断書の提供が実現できなければ、障害福祉サービスの提供に支障が生じることから、条例第17条第7号カに規定される「事務の実施の目的が損なわれ、事務の円滑な執行に支障を及ぼすおそれ」に該当すると認められる。

## (2) 条例第17条第1号の該当について

実施機関が主張する「ア 申立人の医師への不信が生じ、治療の継続に悪影響を及ぼし、症状をさらに悪化させるおそれ」について、申立人は、意見書等により、「医師には診察技能を欠いた者が多く、個人情報の保護についても配慮を欠いているため信頼を寄せていない。治療の継続には、急激な薬の服用中止は忌避すべきであり徐々に服用量を減らしつつ状態回復を期す。精神病院に通院することが社会的制約や精神的負荷等を蒙る。」等の主張をしており、すでに申立人は、医師に対して信頼を置いていないと考えられるが、治療の継続意思はあり、今後も投薬を望んでいる。今後も治療を継続することを考慮すると、治療を行う上で、医師との信頼関係を築くことは不可欠であると考ええる。

ここで病院は、本件対象文書を開示することにより申立人の生命、健康を害するおそ

これは、「無」と回答しているが、申立人は、診断が間違っていると訴えており、自身が病気であるという自覚を欠いているといえる。病気についての自覚を欠いている者に対して、本件対象文書の診断結果及び医師の所見は、到底受け入れられない内容であり、申立人に本件対象文書を開示すれば、申立人と医師との信頼関係は悪化し、他の医療機関を含め、すべての医療機関での治療及び服薬の拒絶を招き、諸症状の悪化につながるおそれが有ると認められる。

このことから、条例第17条第1号に規定される「開示請求者の生命、健康を害するおそれ」に該当するといえる。

(3) 条例第17条第2号の該当について

病院からの意見では、本件対象文書の「発病から現在までの病歴（推定発病年月、精神科受診歴等）」（以下「病歴」という。）について、「開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報又は開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報」が含まれているため、不開示とすべき意見が付されていたが、この部分を見分したところ、申立人以外の第三者に係る情報が含まれていた。

このことから、「病歴」情報を開示することで、申立人以外の個人に関する情報が開示されることになるため、条例第17条第2号に規定される「開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報又は開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報」に該当し、申立人以外の個人の権利利益の十分な保護を図るため不開示とすることが妥当である。

3 結論

よって、当審査会は、第1のとおり判断する。

なお、当審査会は、申立人から提出された「自立支援医療費診断書（精神通院医療用）」及び診療録（いずれも病院への開示請求により申立人が入手）から開示内容を検討するにあたり、「病歴」以外の記載部分については、審査の過程で、申立人本人が既に知っている情報であると判断した。このことから、「病歴」以外の記載部分については、実施機関が情報を開示とすることについて妨げない。

霧島市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	役職等
会長	長谷川 史明	志學館大学法学部教授
委員	稲留 隆	司法書士
委員	植木 春生	司法書士
委員	末吉 隆之	弁護士
委員	古川 玲子	前鹿児島県情報公開審査会委員

注 インカメラ審理

インカメラ審理とは、不開示とされた公文書が真に条例上の不開示情報に当たるかを公正に審査するため、霧島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成17年霧島市条例第24号）第8条に基づき行う審理である。

霧島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例抜粋  
（調査権限）

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、不服申立てのあった公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることはできない。